

## 雇用調整助成金 休業等実施計画 (変更) 届

休業等 (休業・教育訓練) の実施につき、次のとおり届けます。  
なお、この計画届による休業等の状況の確認を安定所 (労働局) が行う場合には協力します。

令和 年 月 日

事業主 住所 〒656-0425 兵庫県南あわじ市榎列小榎列 409-7  
又は 名称 石窯ピザ丸  
代理人 氏名 西尾 卓二

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入 (押印不要) を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

兵庫労働局長 殿

事業主又は 住所 〒

( 洲本公共職業安定所長経由)

(提出代行者・事務代理者) 名称

社会保険労務士 氏名

①届出状況 事業主	(1) 資本の額又は出資の総額 0 円	(2) 主たる事業 飲食業	※大・中小
	常時雇用する労働者の数 1 人	小売業・サービス業・ <u>飲食店</u> ・卸売業・その他	
	(3) 対象期間 事業主が指定した日 (始期) ~ (終期) 令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日		
	(4) 前回の対象期間 ((3)欄の対象期間の始期の前日より前の2年間に前回の対象期間の終期が属する場合のみ記載) 年 月 日 ~ 年 月 日		
②休業等 事業所	(1) 名称 石窯ピザ丸	(2) 所在地 〒656-0425 兵庫県榎列小榎列 409-7	
	事業所番号 2811-613906-8	電話番号 0799 ( 20 ) 4092	
	(3) 事務担当者職・氏名 西尾 卓二	(4) 賃金締切日 a (毎月 末日) b その他 ( )	

◆判定基礎期間 令和2年6月1日 ~ 令和2年6月30日

	(1) 休業予定日 6月1日 (月), 6月2日 (火), 6月4日 (木), 6月5日 (金), 6月6日 (土), 6月7日 (日), 6月8日 (月), 6月9日 (火), 6月11日 (木) 6月12日 (金), 6月13日 (土), 6月14日 (日), 6月15日 (月), 6月16日 (火), 6月18日 (木), 6月19日 (金), 6月20日 (土), 6月21日 (日) 6月22日 (月), 6月23日 (火), 6月25日 (木), 6月26日 (金), 6月27日 (土), 6月28日 (日), 6月29日 (月), 6月30日 (火)	(2) 休業予定の対象労働者実人員 1 人	(3) 休業予定日数 26 日
	(1) 教育訓練予定日	(2) 教育訓練予定の対象労働者実人員 人	(3) 教育訓練予定日数 日
④教育訓練 内容	(4) 教育訓練の内容	(5) 教育訓練実施予定施設	
	事業所内/事業所外	名称	
		所在地 〒	
		電話番号 ( )	
事業所内/事業所外	名称		
	所在地 〒		
	電話番号 ( )		
事業所内/事業所外	名称		
	所在地 〒		
	電話番号 ( )		